

○ 財務省告示第三百三十号  
平成第十六号～第五十三条第十一項の規則（平成十一年大蔵省告示第百二十四回）  
二行条件等を次年二月二十日より発行した政府短期証券の規定に基づき、平成の成る年十二月三十日までに取扱規則（平成十一年大蔵省告示第百二十四回）

二 一 発行条件等を次年二月二十日より発行した政府短期証券の規定に基づき、平成の成る年十二月三十日までに取扱規則（平成十一年大蔵省告示第百二十四回）

二 一 発行条件等を次年二月二十日より発行した政府短期証券の規定に基づき、平成の成る年十二月三十日までに取扱規則（平成十一年大蔵省告示第百二十四回）

四 三 二 一  
發行用振替の法律發行號名稱及び記  
方 法 の 適 用 振 替 法  
法

一を場で競争う札価振の以律社一十一法会百資十財  
國定特あ争入。一格替適下へ債項五項律計号資四政  
債め別つ入札に以を機用一平成、及条、第に一金号法  
市る参て札發によ下競闘を振替株び第二關第法一  
場も加、と行「争は受け式第一九十九条昭和二  
特の者財同「価に日本法第百項十三号法第和二  
別にご務時と行格付本銀第百條第十七條第十一  
參よと大にい（以競し銀行の振替法）と  
加るに臣行う（以争て行のとく）  
者發応がわ（以下入行とく）  
・行募各れ及一札わする  
第へ限國るび価一れの  
I以度債入価格とる  
非下額市札格競い入  
の定。

財務大臣 安住淳

九 八	七 ロ イ 振 額 最 低 替 額 単 位 振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	六 ロ イ 行 争 非 者 特 国 入 価 込 入 価 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 金 發 競 I 加 場 行 爭 額	五 方 募 入 価 法 入 札 格 決 定 行 争 の
千 万 円  規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	万 千 二 二 千 六 万 兆 九 百 三 三 百 四 千 千 円 十 五 三 二 百 百 億 円 五 七 十 千 二 億 二 百 六 五 千 五 六 十	額 億 額 面 五 面 金 千 金 額 万 額 で 円 で 千 二 兆 六 百 三 千 四 十 三 百 三 百 五 十 五 六	込 募 各 当 も 各 価 み 限 国 て の 申 格 の 度 債 る か 辻 競 応 額 市 。 ら み 争 募 の 場 そ の 入 額 範 特 の う 札 を 囲 別 応 ち 発 割 内 参 募 応 行 り に 加 額 募 「 と 当 お 者 を 価 い う 。 て い ご 順 格 る て と 次 の 割 高 。 各 の 申 応 り い

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 イ	十 発		
払 者	入 場	元 債		債 行	争 非	者 特	国 入 価 發		
込 期 日	札 参 加	所 支 払	償 金 額	還 期 限	入 債 ・ 期 札 格 第 參 市 發 競 I	債 別 債 札 格 第 參 市 競 加 場	格 行 行 競 價 格 日		
平 成 二 十 三 年 九 月 二 十 二 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 つ を 受 け た 者	日 本 銀 行 百 円 に う 。そ き の 百 円 た 者	額 面 金 額 を 支 き は と 、 る 、 と 、 、 、 業 業 業 業 に	償 還 期 限 を と さ れ 、 し て 、 、 、 業 業 業 業 に	當 た だ し 、 三 年 十 月 一 月 二 月 休 業 業 日 に	平 成 大 臣 三 厘 百 三 毛 に つ き 九 十 九 九 に	十 八 錢 三 厘 百 三 毛 上 の つ そ れ 九 ぞ れ 九 九 応 九	額 面 格 錢 百 厘 円 上 に の そ れ 九 ぞ れ 九 円 の 円 と	額 面 格 錢 百 厘 円 上 に の そ れ 九 ぞ れ 九 円 の 円 と
								平 す 額 の 成 る 。整 載 数 又 倍 は の 記 金 録 額 は 、 に よ 最 低 も 額 の 面 と 金	